

お客様各位

株式会社ゆうちょ銀行

投資信託の規定改定のお知らせ

2016年1月4日（月）に、投資信託の規定を改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、改定内容につきましては、次ページ以降の表をご確認ください。

今後とも、ゆうちょ銀行をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

投資信託規定の新旧対照表 (2016年1月4日改定)

○ 金融所得課税の一体化に係る改定

(財務省「平成25年度税制改正」により、2016年1月から特定公社債を特定口座で保有することが可能になったことに伴う改定)

■ **投資信託** 特定口座規定 (名称変更) → ■ 特定口座規定 (下線の部分は改定箇所)

改定前	改定後
<p>1 規定の適用範囲 この規定は、お客さまが租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項の規定の適用及び法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例に係る規定の適用を受けるために、当行に開設される特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じとします。）に適用する事項について規定します。</p>	<p>1 規定の適用範囲 この規定は、お客さまが租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の適用並びに法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の適用を受けるために、当行に開設される特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に規定するものをいいます。以下同じとします。）に適用する事項について規定します。</p>
<p>2 特定口座の開設 (1) 特定口座を開設しようとするときは、特定口座開設届出書（法第37条の11の3第3項第1号に規定するものをいいます。以下同じとします。）に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める通帳をいいます。以下同じとします。）を添えて取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に提出してください。 （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) お客さまが当行に特定口座を開設するときは、あらかじめ当行に振替決済口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第4項に定める振替決済口座をいいます。以下同じとします。）を開設していただくことが必要です。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 特定口座に係る特定口座内保管上場株式等（法第37条の11の3第1項に規定する特定口座の保管の委託がされる上場株式等をいいます。以下同じとします。）の譲渡による所得について源泉徴収を希望するときは、その年最初に特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時までに特定口座源泉徴収選択届出書（法第37条の11の4第1項に規定するものをいいます。以下同じとします。）を取引営業所等に提出してください。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降における特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまからその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時までに特に申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>2 特定口座の開設 (1) 特定口座を開設しようとするときは、特定口座開設届出書（法第37条の11の3第3項第1号に規定するものをいいます。以下同じとします。）に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（国債等振替口座規定第3条（国債等振替口座の開設等）第1項に定める通帳又は投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める通帳をいいます。以下同じとします。）を添えて次の各号のいずれかに提出してください。 ① 投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第4項に定める投資信託口座（以下この①において同じとします。）を開設している場合又は投資信託口座と同時に特定口座を開設しようとする場合、投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等（以下「取引営業所等」といいます。）。 ② ①に該当しない場合、国債等規定第2条（取扱店の範囲）に定める国債等取扱店（以下「国債等取扱店」といいます。）。ただし、特定口座を開設することができる国債等取扱店は、一のお客さまにつき一の国債等取扱店に限ります。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) お客さまが当行に特定口座を開設するときは、あらかじめ当行に振替決済口座（国債等振替口座規定第2条（国債等振替口座）に定める国債等振替口座又は投資信託受益権振替決済口座管理規定第2条（振替決済口座）に定める振替決済口座をいいます。以下同じとします。）を開設していただくことが必要です。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 特定口座に係る特定口座内保管上場株式等（法第37条の11の3第1項に規定するものをいいます。以下同じとします。）の譲渡による所得について源泉徴収を選択するときは、その年最初に特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時までに特定口座源泉徴収選択届出書（法第37条の11の4第1項に規定するものをいいます。以下同じとします。）を国債等取扱店又は取引営業所等に提出してください。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降における特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまからその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時までに特に申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>(6) (同左)</p>
<p>3 特定保管勘定における保管の委託 特定口座にかかわる特定口座内保管上場株式等の保管の委託は、特定保管勘定（法第37条の11の3第3項第2号に規定する当該特定口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）において行います。</p>	<p>3 特定保管勘定における保管の委託等 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（法第37条の11の3第3項第2号に規定するものをいいます。以下同じとします。）において行います。</p>
<p>6 源泉徴収 (1)~(2) (略) (3) 還付は、投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第3項に定める決済口座への預入により行います。</p>	<p>6 源泉徴収 (1)~(2) (同左) (3) 還付は、国債等規定第7条（元利金の支払）に定める国債等振替口座の加入者が指定する通常貯金又は投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第3項に定める決済口座への預入により行います。</p>
<p>7 特定口座に受け入れる上場株式等の範囲 当行は、お客さまの特定保管勘定に、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。</p>	<p>7 特定口座に受け入れる上場株式等の範囲 当行は、お客さまの特定保管勘定に、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。</p>

改定前	改定後
<p>① お客さまが特定口座開設届出書を提出した後に、当行で購入の申込みをされて取得した投資信託受益権で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの</p> <p>(新設)</p> <p>② お客さまが相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じとします。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じとします。）により取得した投資信託で、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者が当行に開設していた特定口座に引き続き保管の委託がされているものであって、当行所定の方法により特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの</p>	<p>① お客さまが特定口座開設届出書を提出した後に、当行で購入の申込みをされて取得した国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」といいます。）又は投資信託受益権で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの（国債等担保自動貸付けを利用するものを除きます。）</p> <p>② 他の口座管理機関に開設された特定口座に受け入れられている国債等若しくは投資信託受益権の全部又は一部を当行の特定口座に受け入れるもの（当行で募集・購入の取扱いをしていない銘柄や、当行で募集・購入の取扱いをしている同一銘柄のうち、一部のみを移管する場合を除きます。）</p> <p>③ お客さまが相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じとします。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じとします。）により取得した国債等又は投資信託受益権で、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者が当行に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされているものであって、当行所定の方法により特定口座に移管（当行で募集・購入の取扱いをしている同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの</p>
<p>(新設)</p>	<p>8 特定口座内保管上場株式等の移管 当行は、前条②に定める移管は、租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の10の2第10項及び第11項に規定するところにより行います。</p>
<p>(新設)</p>	<p>9 相続又は遺贈による特定口座への受入れ 当行は、第7条③に定める上場株式等の移管による受入れは、施行令第25条の10の2第14項第3号及び施行令第25条の10の2第15項又は第17項に規定するところにより行います。</p>
<p>8 (略)</p> <p>9 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出 (1) お客さまが法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、当該上場株式等の配当等の支払確定日までに、当行に対し、同条第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出してください。 (2) お客さまが法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、当該上場株式等の配当等の支払確定日までに、当行に対し、同条第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出してください。</p>	<p>10 (同左)</p> <p>11 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出 (1) お客さまが法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、当該上場株式等の配当等の支払確定日までに、当行に対し、同条第2項及び施行令第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出してください。 (2) お客さまが法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、当該上場株式等の配当等の支払確定日までに、当行に対し、同条第3項及び施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出してください。</p>
<p>10 (略)</p> <p>11 譲渡の方法 特定保管勘定において保管の委託がされている投資信託受益権の譲渡については、当行に対して譲渡する方法により行うものとします。</p>	<p>12 (同左)</p> <p>13 譲渡の方法 特定保管勘定において保管の委託等がされている国債等及び投資信託受益権の譲渡については、当行に対して譲渡する方法により行うものとします。</p>
<p>12 特定口座からの投資信託受益権の払出しに関する通知 特定口座から投資信託受益権の全部又は一部の払出しを行ったときは、当行は、お客さまに対し、租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。</p>	<p>14 特定口座からの国債等又は投資信託受益権の払出しに関する通知 特定口座から国債等若しくは投資信託受益権の全部又は一部の払出しを行ったとき（特定口座で保有する国債等が仮差押え又は差押えを受けた場合を含みます。）は、当行は、お客さまに対し、施行令の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。</p>
<p>13 特定口座年間取引報告書の送付 (1) 当行は、法の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客さまに送付します。また、第15条の規定により特定口座が廃止されたときは、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに送付します。 (2) (略)</p>	<p>15 特定口座年間取引報告書の送付 (1) 当行は、法の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客さまに送付します。また、第17条の規定により特定口座が廃止されたときは、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに送付します。 (2) (同左)</p>
<p>14 届出事項の変更 特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく特定口座異動届出書（施行令第25条の10の4に規定するものをいいます。）を取引営業所等に提出してください。また、その変更が氏名又は住所に係るものであるときは、住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。</p>	<p>16 届出事項の変更 特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく特定口座異動届出書（施行令第25条の10の4に規定するものをいいます。）をお客さまの特定口座を管理する国債等取扱店又は取引営業所等に提出してください。また、その変更が氏名又は住所等に係るものであるときは、当行所定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。</p>
<p>15 (略)</p>	<p>17 (同左)</p>
<p>16 (略)</p>	<p>18 (同左)</p>
<p>17 規定の適用 特定口座に係る取扱いには、この規定のほか、「投資信託総合取引規定」が適用されます。ただし、投資信託総合取引規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>	<p>19 規定の適用 特定口座に係る取扱いには、この規定のほか、「国債等規定」、「国債等振替口座規定」及び「投資信託総合取引規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>
<p>18 (略)</p>	<p>20 (同左)</p>

■投資信託総合取引規定

(下線の部分は改定箇所)

改 定 前	改 定 後
<p>13 スイッチング (1)~(2) (略) (3) スイッチングの申込みについては、第 10 条及び第 11 条の規定に準じて取り扱うものとします。ただし、スイッチングによる解約代金について、<u>投資信託特定口座規定</u>第 6 条（源泉徴収）第 2 項に定める源泉徴収を行う場合は、別途、決済口座から自動的に引き落とし、同条第 3 項に定める還付を行う場合は、同項に定めるところにより行います。 (4)~(6) (略)</p>	<p>13 スイッチング (1)~(2) (同左) (3) スイッチングの申込みについては、第 10 条及び第 11 条の規定に準じて取り扱うものとします。ただし、スイッチングによる解約代金について、<u>特定口座規定</u>第 6 条（源泉徴収）第 2 項に定める源泉徴収を行う場合は、別途、決済口座から自動的に引き落とし、同条第 3 項に定める還付を行う場合は、同項に定めるところにより行います。 (4)~(6) (同左)</p>

○ N I S A非課税投資枠の変更及びジュニアN I S Aの創設に係る改定

(財務省「平成27年度税制改正」により、N I S Aの非課税投資枠が年間100万円から120万円に引き上げられることおよびジュニアN I S Aが創設されることに伴う改定)

■投資信託非課税口座規定(名称変更)

→■投資信託非課税口座等規定

(下線の部分は改定箇所)

改定前	改定後
<p>1 規定の適用範囲 この規定は、お客さまが租税特別措置法(以下「法」といいます。)第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税の特例及び法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下併せて「非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、当行に開設される非課税口座に関する事項について規定します。</p> <p>(新設)</p>	<p>1 規定の趣旨 (1) この規定のうち、第2条から第11条まで及び第37条から第39条までは、お客さまが租税特別措置法(以下「法」といいます。)第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下併せて「非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、当行に開設された非課税口座について、法第37条の14第5項第2号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。当行は、この規定に基づき、お客さまとの間で法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約を締結します。 (2) この規定のうち、第12条から第39条までは、法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下「未成年のお客さま」といいます。)が、法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下併せて「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、当行に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。当行は、この規定に基づき、未成年のお客さまとの間で法第37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約及び同項第6号に規定する課税未成年者口座管理契約を締結します。</p>
<p>2 非課税口座の開設 (1) 非課税の特例の適用を受けるために非課税口座を開設しようとするときは、当該非課税口座を開設しようとする年(以下この項において「口座開設年」といいます。)の前年10月1日から当該口座開設年において最初に次条第1項に規定する上場株式等を当該口座に受け入れる日までの間に、非課税口座開設届出書(法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。以下同じとします。)及び口座開設年の属する勘定設定期間(非課税適用確認書(法第37条の14第5項第3号に規定する非課税適用確認書をいいます。以下同じとします。)に記載の勘定設定期間をいいます。以下同じとします。)の非課税適用確認書の交付申請書(法第37条の14第6項に規定する申請書をいいます。次項及び第3項において同じとします。)に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、通帳(投資信託総合取引規定第6条(取引開始の手続)第1項に定める通帳をいいます。以下同じとします。)及び住民票の写し等租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)で定める書類その他当行所定の書類を添えて、取引営業所等(投資信託総合取引規定第3条(取引営業所等)に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。)に提出してください。なお、当行では別途税務署より受け入れた非課税適用確認書を併せて受領します。</p> <p>(2) 非課税口座の開設の届出は、前項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の非課税口座開設届出書及び非課税適用確認書の交付申請書に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、施行令で定める書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することにより行うことができます。なお、当行では別途税務署より受け入れた非課税適用確認書を併せて受領します。</p> <p>(3) 非課税適用確認書の交付申請書は、同一の勘定設定期間において非課税の特例の適用を受けようとする場合には、重ねての提出は不要です。</p> <p>(4) お客さまが当行に非課税口座を開設するときは、あらかじめ当行に振替決済口座(投資信託総合取引規定第6条(取引開始の手続)第4項に定める振替決済口座をいいます。)を開設していただくことが必要です。</p>	<p>2 非課税口座開設届出書等の提出等 (1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年において当行が定める期間に、取引営業所等(投資信託総合取引規定第3条(取引営業所等)に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。)に対して法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書及び住民票の写し等又は非課税口座開設届出書及び非課税適用確認書、非課税口座廃止通知書若しくは非課税管理勘定廃止通知書を提出するとともに、取引営業所等に対して租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に規定する書類を提示して必要事項を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、非課税口座廃止通知書又は非課税管理勘定廃止通知書については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」といいます。)又は非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、非課税口座廃止通知書が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた非課税適用確認書を併せて受領し、当行にて保管します。</p> <p>(2) 非課税口座の開設の届出は、前項に定めるほか、当行所定のメールオーダーによる方法により行うことができます。</p> <p>(3) 非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書又は非課税適用確認書の交付申請書について、同一の勘定設定期間(法第37条の14第5項第3号に規定する勘定設定期間をいいます。以下同じとします。)に取引営業所等又は他の金融機関若しくは証券会社に重複して提出することはできません。 (削除)</p>

改定前	改定後
<p>(5) 当行における非課税口座の開設については、一のお客さま（居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者で、かつ、非課税口座を開設しようとする年の1月1日において20歳以上である者に限ります。）につき一の非課税口座に限ります。</p> <p>(6) 非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の交付を受けたお客さまが当行に開設した非課税口座に再度非課税管理勘定を設定又は当行に非課税口座を開設する申込みをする場合は、設定又は開設しようとする年の前年10月1日から当該設定又は開設しようとする年において最初に次条第1項に規定する上場株式等を当該口座に受け入れる日又は当該設定又は開設しようとする年の9月30日のいずれか早い日までの間に、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳及び非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書等施行令で定める書類を添えて取引営業所等に提出してください。なお、非課税口座廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に次条第1項に規定する上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該非課税口座廃止通知書が添付された非課税口座開設届出書を受理することができません。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(4) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14第17項に規定する非課税口座廃止届出書を取引営業所等に提出してください。</p> <p>(5) 当行が非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するときは、当行はお客さまに法第37条の14第5項第5号に規定する非課税口座廃止通知書を当行所定の方法により交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>(6) お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の金融機関又は証券会社に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年の（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、法第37条の14第14項に規定する金融商品取引業者等変更届出書を取引営業所等に提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>(7) 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客さまに法第37条の14第5項第4号に規定する非課税管理勘定廃止通知書を当行所定の方法により交付します。</p>
<p>3 非課税管理勘定の設定</p> <p>(1) 非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この規定に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいいます。以下同じとします。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じとします。）は、非課税適用確認書、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。なお、同一年において、当該非課税管理勘定を異なる金融機関又は証券会社に重複して設定することはできません。</p> <p>(2) 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税適用確認書が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が提出された場合は、所轄税務署長からお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合にあつては、同日）において設けられます。</p> <p>(3) 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において行います。</p> <p>(4) 非課税管理勘定（第11条第4項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します。</p> <p>(新設)</p>	<p>3 非課税管理勘定の設定</p> <p>(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この規定に基づき当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（法第37条の14第1項各号に掲げるものをいいます。この規定の第24条から第26条まで及び第33条第1項を除き、以下同じとします。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じとします。）は、第2条第1項の非課税適用確認書、非課税口座廃止通知書又は非課税管理勘定廃止通知書に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>(2) 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税適用確認書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、非課税口座廃止通知書又は非課税管理勘定廃止通知書が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>4 非課税管理勘定における処理</p> <p>上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において処理します。</p>	<p>4 非課税管理勘定における処理</p> <p>上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において処理します。</p>
<p>5 非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>(1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定に、次に掲げる上場株式等（当行所定の取扱商品に限ります。以下同じとします。）のみを受け入れます。</p>	<p>5 非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当行所定の取扱商品に限ります。以下この条において同じとします。）のみを受け入れます。</p>

改定前	改定後
<p>① 次に掲げる上場株式等で、<u>受入期間内</u>に受け入れた上場株式等の取得対価の額（Aにあっては購入代金をいい、Bにあっては上場株式等の移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が<u>100万円</u>を超えないもの</p> <p>A 受入期間内に当行所定の方法により購入（投資信託収益分配金再投資規定第1条（規定の適用範囲）に定める収益分配金再投資契約に基づくもの及び投資信託自動積立規定第1条（規定の適用範囲）に定める投資信託自動積立契約に基づくものを含みます。以下同じとします。）の申込みをされて取得した上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に<u>受け入れる</u>もの</p> <p>B 非課税管理勘定を設けた<u>当行</u>の非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から法その他関係法令で定める手続により移管される上場株式等</p> <p>② <u>施行令第25条</u>の13第10項各号に規定する上場株式等</p> <p>(2) <u>前項第1号の合計額が100万円に満たない場合であっても、100万円と当該合計額との差額を翌年に降に繰越することはできません。</u></p> <p>(3) <u>非課税管理勘定に受け入れた上場株式等を譲渡した場合であっても、第1項第1号の上限額100万円の非課税枠を再利用することはできません。</u></p> <p>(4) <u>第1項第1号の合計額が100万円を超える場合、超過分は、当行の定めるところにより、他の保管口座に受け入れます。</u></p>	<p>す。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、<u>第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間</u>（以下「<u>受入期間①</u>」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（Aの場合にあっては、購入代金をいい、Bの場合にあっては、上場株式等の移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が<u>120万円</u>を超えないもの</p> <p>A 受入期間①内に当行所定の方法により購入（投資信託収益分配金再投資規定第1条（規定の適用範囲）に定める収益分配金再投資契約に基づくもの及び投資信託自動積立規定第1条（規定の適用範囲）に定める投資信託自動積立契約に基づくものを含みます。以下同じとします。）の申込みをされて取得した上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に<u>受け入れられる</u>もの</p> <p>B 非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定 <u>又は当該非課税口座が開設されている当行に開設された法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定</u>から法その他の法令で定める手続により移管される上場株式等</p> <p>② <u>租税特別措置法施行令（以下「<u>施行令</u>」といいます。）第25条の13第10項各号に規定する上場株式等</u> <u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>
<p><u>4</u> 非課税口座を通じた取引</p> <p>(1) <u>非課税口座を開設されたお客さまが、当該口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（次条第1項において「<u>受入期間</u>」といいます。）内に</u>当行で購入の申込みにより取得する上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該購入の申込み時に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。<u>この場合、当該購入の取引については、非課税管理勘定を通じて行うものとします。</u></p> <p>(2) <u>お客さまが非課税口座及び他の上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座（以下「<u>他の保管口座</u>」といいます。）で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡（法第37条の14第1項に規定する譲渡をいいます。以下同じとします。）するときには、当行に対してその旨の明示を行っていただく必要があります。なお、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したも</u>のから譲渡するものとします。</p> <p>(3) <u>スイッチング（投資信託総合取引規定第13条（スイッチング）第1項に定めるスイッチングをいいます。）の申込みにより、当行で購入の申込みをされて取得した上場株式等を非課税口座に受け入れること及び非課税口座で保有している上場株式等を他の保管口座へ移管することはできません。</u></p>	<p><u>6</u> 非課税口座取引である旨の明示</p> <p>(1) <u>お客さまが受入期間①内に、</u>当行で購入の申込みにより取得した上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該購入の申込み時に取引営業所等に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。<u>なお、お客さまから特にお申出がない場合には、当行所定の口座による取引とします。</u></p> <p>(2) <u>お客さまが非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから、</u>当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡するものとします。</p> <p>(3) <u>スイッチング（投資信託総合取引規定第13条（スイッチング）第1項に定めるスイッチングをいいます。以下同じとします。）の申込みにより、</u>当行で購入の申込みをされて取得した上場株式等を非課税口座に受け入れること及び非課税口座で保有している上場株式等を <u>非課税口座以外の口座</u>へ移管することはできません。</p>
<p><u>6</u> 譲渡の方法</p> <p>非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法又は当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行を経由して行われる方法のいずれかの方法により行うものとします。</p>	<p><u>7</u> 譲渡の方法</p> <p>非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行に対して譲渡する方法又は当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行を経由して行われる方法のいずれかの方法により行うものとします。</p>
<p><u>7</u> 非課税口座からの上場株式等の払出しに関する通知</p> <p>非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。）<u>を行ったとき</u>（第5条第1項第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から払い出されたものとみなされるものを含みます。）は、当行は、お客さまに対し、当該払出しをした上場株式等について、法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由の日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	<p><u>8</u> 非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知</p> <p>非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るもの及び法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座への移管に係るものを除きます。）<u>があった場合</u>（第5条②により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から払い出されたものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さまに対し、当該払出しをした上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由の日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知 <u>します。</u></p>
<p><u>8</u> 非課税管理勘定終了時の取扱い <u>（新設）</u></p> <p><u>第3条第4項により非課税管理勘定が終了したときには、当</u></p>	<p><u>9</u> 非課税管理勘定終了時の取扱い</p> <p>(1) <u>この規定に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します（第2条第7項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。</u></p> <p>(2) <u>前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、</u></p>

改定前	改定後
<p>該非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取り扱うものとします。</p> <p>① 第5条第1項第1号Bに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管（ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して100万円を超えないものに限ります。）</p> <p>② (略)</p>	<p>次のいずれかにより取り扱うものとします。</p> <p>① 第5条①Bに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管（ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して120万円を超えないものに限ります。）</p> <p>② (同左)</p>
<p>9 他の年分の非課税管理勘定から移管される上場株式等</p> <p>(1) 当行は、第5条第1項第1号B又は前条第1号に基づく移管は、施行令第25条の13第9項の規定に従い、当行の定めるところにより行います。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>10 他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等</p> <p>(1) 当行は、第5条①B又は前条第2項①に基づく移管は、施行令第25条の13第9項第1号又は第2号の規定に従い、当行の定めるところにより行います。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>10 届出事項の変更等</p> <p>(1) 非課税口座開設届出書に記載されている氏名又は住所に変更があったときは、遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第25条の13の2第1項に規定する非課税口座異動届出書をいいます。）を取引営業所等に提出してください。この場合、住民票の写し、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。</p> <p>(2) 非課税口座が開設されている取引営業所等を当行の他の取引営業所等に変更しようとするときは、非課税口座移管依頼書（施行令第25条の13の2第2項に規定する非課税口座移管依頼書をいいます。）を変更前又は変更後の取引営業所等に提出してください。</p> <p>(3) お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなるときは、出国届出書（施行令第25条の13の4第1項に規定する出国届出書をいいます。次条第5項②において同じとします。）を取引営業所等に提出してください。</p>	<p>(削除)</p>
<p>11 非課税口座の廃止等</p> <p>(1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめようとするときは、非課税口座廃止届出書（法第37条の14第17項に規定する非課税口座廃止届出書をいいます。次項及び第5項①において同じとします。）を取引営業所等に提出してください。</p> <p>(2) 前項の提出を受けた場合は、当行は次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるときにお客さまに法第37条の14第5項第5号に規定する非課税口座廃止通知書を当行所定の方法により交付します。</p> <p>① 当該非課税口座廃止届出書の提出を1月1日から9月30日までの間に受けた場合当該提出を受けた日において非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき</p> <p>② 当該非課税口座廃止届出書の提出を10月1日から12月31日までの間に受けた場合当該提出を受けた日において非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>(3) 当行に設けられるべき非課税管理勘定を他の金融機関又は証券会社に変更しようとするときは、変更前の非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日から当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年の9月30日までの間に、法第37条の14第14項に規定する金融商品取引業者等変更届出書を取引営業所等に提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>(4) 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年分の非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客さまに法第37条の14第5項第4号に規定する非課税管理勘定廃止通知書を当行所定の方法により交付します。</p> <p>(5) 次の一にでも該当する場合には、この契約は解約され、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客さまが当行に対して非課税口座廃止届出書を提出されたとき。</p> <p>② お客さまが当行に対して出国届出書を提出されたとき。</p> <p>③ お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、施行令第25条の13の4第2項の規定により非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき。</p> <p>④ 非課税口座開設者死亡届出書（施行令第25条の13の5に規定する非課税口座開設者死亡届出書をいいます。）の提出があったとき。</p>	<p>11 非課税上場株式等管理契約の解除</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に第1条第1項に定める非課税上場株式等管理契約は解除されます。</p> <p>① お客さまから法第37条の14第17項に規定する非課税口座廃止届出書の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 施行令第25条の13の4第1項に規定する出国届出書の提出があった場合 出国日</p> <p>③ お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 施行令第25条の13の4第2項に規定する非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続が完了し、施行令第25条の13の5に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p>

改定前	改定後
<p>⑤ お客さまがこの規定の変更に同意されないとき。</p> <p>⑥ やむを得ない事由により当行が解約を申し出たとき。</p> <p>(6) 前項の場合、当行の定めるところにより、非課税口座から上場株式等の全部を他の口座へ移管するものとします。</p>	<p>⑤ お客さまがこの規定の変更に同意されないとき 当行所定の日</p> <p>⑥ やむを得ない事由により当行が解約を申し出たとき 当行所定の日</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>12 未成年者口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 未成年のお客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年において当行が定める期間に、取引営業所等に対して法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書又は未成年者口座開設届出書及び未成年者非課税適用確認書若しくは未成年者口座廃止通知書を提出するとともに、取引営業所等に対して施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に規定する書類を提示して必要事項を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では、別途税務署より交付を受けた未成年者非課税適用確認書を併せて受領し、当行にて保管します。</p> <p>(2) 当行に未成年者口座を開設している未成年のお客さまは、取引営業所等又は他の金融機関若しくは証券会社に、未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書、未成年者口座開設届出書又は法第37条の14第6項に規定する非課税適用確認書の交付申請書（当該申請書にあっては、未成年のお客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限り、）を提出することはできません。</p> <p>(3) 未成年のお客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第20項に規定する未成年者口座廃止届出書を取引営業所等に提出してください。</p> <p>(4) 未成年のお客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、取引営業所等に対して未成年者口座廃止届出書を提出した場合又は法第37条の14の2第20項の規定により未成年者口座廃止届出書を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の施行令第25条の13の8第5項で定めるやむを得ない事由（以下「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載、記録若しくは保管の委託又は預入若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間に未成年のお客さまが非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p>(5) 当行が未成年者口座廃止届出書（未成年のお客さまがその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、未成年のお客さまが1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の未成年者口座廃止届出書を除きます。）の提出を受けた場合には、当行は未成年のお客さまに法第37条の14の2第5項第8号に規定する未成年者口座廃止通知書を交付します。</p> <p>(6) 未成年者口座及び課税未成年者口座は、次の各号の全てを満たす場合に限り、利用することができ、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行は当該口座の開設の申込みをお断りするほか、未成年のお客さま名義の投資信託に係る取引を停止すること並びに未成年のお客さまに通知することにより未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約を解約することができるものとします。</p> <p>① 未成年のお客さま又は代理人（第30条第1項に定める代理人をいいます。以下この条において同じとします。）が当該口座の開設の申込み時にする表明・確約に係り虚偽の申告をしないこと。</p> <p>② 未成年のお客さま又は代理人が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業 E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等 F その他AからEまでに準ずる者</p>

改定前	改定後
	<p>③ <u>未成年のお客さま又は代理人が自ら又は第三者を利用して次のいずれの行為も行わないこと。</u></p> <p>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に係り、脅迫的な言動を行う又は暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当行の信用をき損し又は当行の業務を妨害する行為 E その他AからDまでに準ずる行為</p> <p>(7) <u>代理人を変更する場合、変更後の代理人が前項各号の全てを満たす場合に限り、変更することができ、前項各号のいずれかを満たさない場合は、当行は当該口座の代理人の変更をお断りすることができるものとします。また、変更後の代理人が前項各号のいずれかを満たさなくなった場合は、未成年のお客さま名義の投資信託に係る取引を停止すること並びに未成年のお客さまに通知することにより未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約を解約することができるものとします。</u></p>
(新設)	<p>13 <u>非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定</u></p> <p>(1) <u>未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この規定に基づき当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記録若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）は、平成28年から平成35年までの各年（未成年のお客さまがその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</u></p> <p>(2) <u>前項の非課税管理勘定は、未成年者非課税適用確認書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年においては、その提出の日において設けられ、未成年者口座廃止通知書が提出された場合においては、所轄税務署長から当行に未成年のお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</u></p> <p>(3) <u>未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記録若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）は、平成36年から平成40年までの各年（未成年のお客さまがその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</u></p>
(新設)	<p>14 <u>非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理</u></p> <p><u>未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理します。</u></p>
(新設)	<p>15 <u>未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲</u></p> <p>(1) <u>当行は、未成年のお客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当行所定の取扱商品に限ります。以下この条において同じとします。）のみを受け入れます。</u></p> <p>① <u>次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間②」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（Aの場合においては、購入代金をいい、Bの場合においては、上場株式等の移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円を超えないもの</u></p> <p>A <u>受入期間②内に当行所定の方法により購入の申込みをされて取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの</u></p> <p>B <u>非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、未成年のお客さまが取引営業所等に対し、施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する未成年者口座内上場株式等移管依頼書を提出して移管がされる上場株式等</u></p> <p>② <u>施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する施行令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等</u></p> <p>(2) <u>当行は、未成年のお客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</u></p> <p>① <u>当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、未成年のお客さまが取引営業所等に対し、前</u></p>

改定前	改定後
	<p>項①Bに規定する未成年者口座内上場株式等移管依頼書を提出して移管がされる上場株式等で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円を超えないもの</p> <p>② 施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する施行令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等</p>
(新設)	<p>16 譲渡の方法</p> <p>非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行に対して譲渡する方法又は当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行を経由して行われる方法のいずれかの方法により行うものとします。</p>
(新設)	<p>17 課税未成年者口座等への移管</p> <p>未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第15条第1項①B又は同条第2項①の移管がされるものを除く。）</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>A 5年経過日の属する年の翌年3月31日において未成年者のお客さまが18歳未満である場合</p> <p>当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>B Aに掲げる場合以外の場合</p> <p>当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② 未成年のお客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等</p> <p>同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p>
(新設)	<p>18 非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理</p> <p>非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 法その他の法令に定められた場合を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券の未成年者のお客さまへの返還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第16条に規定する方法以外の方法による譲渡（法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この号及び第26条②において同じとします。）で法その他の法令に定められた譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行を経由して行われないものに限り、）又は贈与をしないこと</p> <p>③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が法第37条の11第3項又は第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。以下「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入又は預託すること</p>
(新設)	<p>19 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止</p> <p>前2条に定める要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止します。</p>
(新設)	<p>20 未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知</p> <p>未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限り、）があった場合には、当行は、未成年者のお客さま（相続又は遺贈（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知します。</p>
(新設)	<p>21 出国時の取扱い</p> <p>(1) 未成年者のお客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、取引</p>

改定前	改定後
	<p>営業所等に対して施行令第25条の13の8第9項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p> <p>(2) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管します。</p> <p>(3) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、未成年のお客さまが帰国（施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じとします。）をした後、取引営業所等に帰国をした旨その他施行規則第18条の15の10第8項に規定する事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受入れは行いません。</p>
(新設)	<p>22 課税未成年者口座の設定</p> <p>課税未成年者口座（未成年のお客さまが取引営業所等に開設している当行所定の口座でこの規定に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じとします。）は、未成年者口座と同時に設けられ、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 課税未成年者口座は、未成年のお客さまから特にお申出がない場合、特定口座（源泉徴収選択口座）で開設されます。</p> <p>② 未成年のお客さまで既に特定口座を開設している場合、課税未成年者口座は一般口座で開設されます。ただし、課税未成年者口座について特定口座での開設を希望される場合は、すでに開設されている特定口座を廃止のうえ、課税未成年者口座を特定口座（源泉徴収選択口座）で開設していただきます。</p> <p>③ 課税未成年者口座を特定口座で開設した後は、特定口座を重ねて開設することはできません。</p>
(新設)	<p>23 課税管理勘定における処理</p> <p>課税未成年者口座における上場株式等（法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下次条から第26条までにおいて同じとします。）の振替口座簿への記載、記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入若しくは預託は、法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載、記録若しくは保管の委託又は預入若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載、記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載、記録若しくは保管の委託又は預入若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）において処理します。</p>
(新設)	<p>24 譲渡の方法</p> <p>課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行に対して譲渡する方法又は当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行を経由して行われる方法のいずれかの方法により行うものとします。</p>
(新設)	<p>25 課税管理勘定での管理</p> <p>課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入又は預託します。</p>
(新設)	<p>26 課税管理勘定の金銭等の管理</p> <p>課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入又は預託がされる金銭その他の資産は、未成年のお客さまの基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 法その他の法令に定められた場合を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券の未成年のお客さまへの返還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第24条に規定する方法以外の方法による譲渡で法その他の法令に定められた譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行を経由して行われぬものに限ります。）又は贈与をしないこと</p> <p>③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと</p>
(新設)	<p>27 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止</p> <p>(1) 前2条に定める要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止します。</p>

改定前	改定後
	<p>(2) 第12条第2項に定める未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書等を他の金融機関又は証券会社に提出した等の理由により税務署から未成年者口座を開設できない旨の回答があった場合は、当行は課税未成年者口座を廃止できるものとしします。</p>
(新設)	<p>28 出国時の取扱い 未成年のお客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、第22条及び第23条並びに第25条から前条までの適用があるものとして取り扱います。</p>
(新設)	<p>29 課税未成年者口座への入出金処理 (1) 未成年のお客さまが課税未成年者口座へ入金を行う場合には、未成年のお客さま本人に帰属する資金により行うこととし、未成年のお客さま本人による現金での入金（依頼人が未成年のお客さま又は未成年のお客さまの法定代理人であって、取引営業所等の窓口で行うものに限ります。）によるものとしします。 (2) 未成年のお客さまが未成年者口座又は課税未成年者口座から出金を行う場合には、現金での出金（取引営業所等の窓口で行うものに限ります。）によるものとしします。 (3) 前項に定める出金を行うことができる者は、未成年のお客さま又は未成年のお客さまの法定代理人に限るものとしします。 (4) 未成年のお客さまの法定代理人が第2項の出金を行う場合には、当行は当該出金に関して未成年のお客さまの同意がある旨を確認するものとしします。 (5) 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金に係る金銭が未成年のお客さま本人のために用いられることを確認するものとしします。 (6) 未成年のお客さま本人が第2項に定める出金を行う場合には、未成年のお客さまの法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。</p>
(新設)	<p>30 代理人による取引の届出 (1) 未成年のお客さまの代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ取引営業所等に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。ただし、選任することができる代理人は、未成年のお客さまの法定代理人に限るものとしします。 (2) 未成年のお客さまが前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ取引営業所等に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。</p>
(新設)	<p>31 法定代理人の変更 未成年のお客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに取引営業所等に届出を行っていただく必要があります。</p>
(新設)	<p>32 取引残高の通知 未成年のお客さまが15歳に達した場合には、当行は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高を未成年のお客さま本人に通知します。</p>
(新設)	<p>33 未成年者口座又は課税未成年者口座取引である旨の明示 (1) 未成年のお客さまが受入期間②内に、当行で購入の申込みにより取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第13条第1項に定める上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第23条に定める上場株式等をいいます。以下この項において同じとしします。）を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該購入の申込み時に取引営業所等に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、未成年のお客さまから特にお申出がない場合は、当行所定の口座による取引とします。 (2) 未成年のお客さまが未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、未成年のお客さまから特にお申出がない場合には、先に取得したものを譲渡するものとしします。 (3) スイッチングの申込みにより、当行で購入の申込みをされて取得した上場株式等を未成年者口座に受け入れること及び未成年者口座で保有している上場株式等を未成年者口座以外の口座へ移管することはできません。</p>
(新設)	<p>34 基準年以降の手続等 基準年に達した場合には、当行は未成年のお客さま本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知します。</p>
(新設)	<p>35 非課税口座のみなし開設 (1) 平成29年から平成35年までの各年（その年1月1日において未成年のお客さまが20歳である年に限ります。）の1月1日において未成年のお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）には、当行において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p>

改定前	改定後
	<p>(2) 前項の場合には、未成年のお客さまがその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間の記載がある非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行と未成年のお客さまとの間で第1条第1項に定める非課税上場株式等管理契約が締結されたものとみなします。</p>
(新設)	<p>36 未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約の解除 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約は解除されます。</p> <p>① 未成年のお客さま又は法定代理人から法第37条の14の2第20項に規定する未成年者口座廃止届出書の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 法第37条の14の2第20項の規定により未成年のお客さまが未成年者口座廃止届出書を提出したものとみなされた日</p> <p>③ 施行令第25条の13の8第17項に規定する未成年者出国届出書の提出があった場合 出国日</p> <p>④ 未成年のお客さまが基準年の1月1日以後に出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 施行令第25条の13の8第17項に規定する未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ 未成年のお客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手續が完了し、施行令第25条の13の8第17項に規定する未成年者口座開設者死亡届出書の提出があった場合 未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約により未成年者口座を開設された未成年のお客さまが死亡した日</p> <p>⑥ 未成年のお客さまがこの規定の変更に同意されないとき 当行所定の日</p> <p>⑦ やむを得ない事由により当行が解約を申し出たとき 当行所定の日</p>
<p>12 免責事項 当行及び日本郵便株式会社の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い、この規定の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社は責任を負わないものとします。</p>	<p>37 免責事項 当行及び日本郵便株式会社の責めによらない事由により、非課税口座並びに未成年者口座及び課税未成年者口座に係る税制上の取扱い、この規定の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社は責任を負わないものとします。</p>
<p>13 規定の適用 非課税口座に係る取扱いには、この規定のほか、「投資信託総合取引規定」が適用されます。ただし、投資信託総合取引規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>	<p>38 規定の適用 非課税口座並びに未成年者口座及び課税未成年者口座に係る取扱いには、この規定のほか、「投資信託総合取引規定」及び法その他の法令が適用されます。ただし、投資信託総合取引規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>
<p>14 (略) (新設)</p>	<p>39 (同左) 附 則 未成年者口座及び課税未成年者口座を通じた取引は、平成28年4月1日から開始します。</p>

○ 投資信託の口座開設時において反社会的勢力ではないことの「表明・確約」を実施することに
 伴う改定

■ 投資信託総合取引規定

(下線の部分は改定箇所)

改定前	改定後
<p>6 取引開始の手続 (1)~(5) (略) <u>(新設)</u></p>	<p>6 取引開始の手続 (1)~(5) (同左) <u>(6) この取引は、次の各号の全てを満たす場合に限り、利用することができ、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行はこの取引の開始の申込みをお断りするものとします。</u> ① <u>お客さまがこの取引の開始の申込時にする表明・確約に係り虚偽の申告をしないこと。</u> ② <u>お客さま(お客さまが法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。③において同じとします。)が次のいずれにも該当しないこと。</u> A <u>暴力団</u> B <u>暴力団員</u> C <u>暴力団準構成員</u> D <u>暴力団関係企業</u> E <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等</u> F <u>その他AからEまでに準ずる者</u> ③ <u>お客さまが自ら又は第三者を利用して次のいずれの行為も行わないこと。</u> A <u>暴力的な要求行為</u> B <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u> C <u>取引に係り、脅迫的な言動を行う又は暴力を用いる行為</u> D <u>風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当行の信用をき損し又は当行の業務を妨害する行為</u> E <u>その他AからDまでに準ずる行為</u></p>
<p>9 この取引の解約 (1) (略) (2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの取引を解約することができるものとします。</p> <p>①~② (略) <u>(新設)</u></p> <p>③ <u>お客さま(お客さまが法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。④において同じとします。)が次のいずれかに該当するとき。</u> A <u>暴力団</u> B <u>暴力団員</u> C <u>暴力団準構成員</u> D <u>暴力団関係企業</u> E <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等</u> F <u>その他AからEまでに準ずる者</u> ④ <u>お客さまが自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行ったとき。</u> A <u>暴力的な要求行為</u> B <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u> C <u>取引に係り、脅迫的な言動を行う又は暴力を用いる行為</u> D <u>風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当行の信用をき損し又は当行の業務を妨害する行為</u> E <u>その他AからDまでに準ずる行為</u> ⑤ <u>通常貯金規定第14条(全部払戻し等)第5項の規定の適用を受けたとき。</u></p> <p>⑥~⑧ (略) (3)~(4) (略)</p>	<p>9 この取引の解約等</p> <p>(1) (同左) (2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行は<u>この取引を停止し又はいつでもこの取引を解約することができるものとします。この取引の停止又は解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> ①~② (同左) ③ <u>お客さまがこの取引の開始の申込時にした表明・確約に係り虚偽の申告をしたことが判明したとき。</u> ④ <u>お客さま(お客さまが法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。⑤において同じとします。)が第6条(取引開始の手続)第6項②AからFまでに掲げるものに該当したことが判明したとき。</u></p> <p>⑤ <u>お客さまが自ら又は第三者を利用して第6条(取引開始の手続)第6項③AからEまでに掲げる行為をしたとき。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑥~⑧ (同左) (3)~(4) (同左)</p>

※投資信託非課税口座規定(投資信託非課税口座等規定に名称変更)に係る「投資信託の口座開設時において反社会的勢力ではないことの「表明・確約」を実施することに伴う改定」については、「NISA非課税投資枠の変更及びジュニアNISAの創設に係る改定」を参照(投資信託非課税口座等規定第12条第6項及び第7項)。

○ その他所要の整備

■ ゆうちょ投信WEBプレミア会員規定

(下線の部分は改定箇所)

改 定 前	改 定 後
<p>2 会員</p> <p>(1) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 投資信託口座等（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第4項に定める投資信託口座（以下「投資信託口座」といいます。）及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第1条（規定の適用範囲）第1項に定める振替決済口座をいいます。以下同じとします。）の開設を受けた者</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>2 会員</p> <p>(1) (同左)</p> <p>① (同左)</p> <p>② 当行所定の投資信託口座等（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第4項に定める投資信託口座（以下「投資信託口座」といいます。）及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第1条（規定の適用範囲）第1項に定める振替決済口座をいいます。以下同じとします。）の開設を受けた者</p> <p>③～④ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>